全体説明用

幼児教育・保育の無償化と宮古市の独自支援について



令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。
宮古市では、**国の無償化制度の対象とならない方に対しても、独自の軽減支援**を行っています。
国の制度と市の独自支援策によって、実際の負担がどのようになるのか、利用している（利用しようとしている）施設の種類ごとに支援の内容と必要な手続き等についてご案内します。
ただし、市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。



認可保育所・認定こども園（2号・3号保育認定）を利用の場合

●0歳から就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。
併せて、3歳以降の副食費も月額5,100円を超えない範囲で軽減します。

◆３歳児以上の副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても市が支援します。（月額ひとり5,100円を上限）

●必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。
園を通じて必要な書類をお届けします。

◆保育料については、市の制度による無償（０歳～２歳児）と国の制度による無償（３歳児～就学前）の期間に分かれますが、在園中の方は新たな手続きは必要ありません。（自動的に無償となります。）

※これから保育所等を利用しようとする方については、これまでどおり入所申込みの手続きを行っていただくことになります。（入所申込みに際し、就労等により保育を必要とするという条件が必要です）

宮古市内の対象施設は、認可保育所（愛宕・千徳・津軽石・小山田・花輪・山口・佐原・磯鶏・崎山・田老・新里・常安寺・宮古・いずみ本園、分園）、認定こども園（宮古泉幼稚園・宮古ひかり・そけい幼稚園・あかまえこども園本園※）です。※分園は休止中　（令和８年10月１日現在）

家庭的保育（3号保育認定）を利用の場合

●0歳から３歳までの全ての期間で、保育料が無料になります。

◆市内の家庭的保育の受入年齢は０歳～３歳未満となっております。

●必要な手続きは、ありません。（市の制度の適用を受け自動的に無償となります。）

※これから保育所等を利用しようとする方については、これまでどおり入所申込みの手続きを行っていただくことになります。（入所申込みに際し、就労等により保育を必要とするという条件が必要です）

宮古市内の対象施設は、小規模保育事業所ククナの家・小規模保育園みいつけた・小規模保育事業所かきのき保育園・家庭的保育ルームつくしんぼ・ぶどうのき・ぽかぽかてらす・家庭的保育室いちごハウス・こぐまハウス・保育室モアニです。　（令和８年10月１日現在）

幼稚園・認定こども園（１号教育認定）を利用の場合
（預かり保育利用なし）

●満３歳から就学前までの全ての期間で、幼稚園等の利用料が無料になります。併せて、副食費も月額5,100円を超えない範囲で軽減します。

◆副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても市が支援します。（月額ひとり5,100円を上限）ただし、長期休暇等、通常の利用以外のものは除きます。

●必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請」です。
園を通じて必要な書類をお届けします。

※これから幼稚園等を利用しようとする方については、これまでどおり入園の申込みの手続きを行っていただくことになります。

宮古市内の対象施設は、小百合幼稚園、認定こども園（宮古泉幼稚園・宮古ひかり・そけい幼稚園・あかまえこども園）です。（令和８年10月１日現在）

幼稚園・認定こども園（１号教育認定）を利用の場合
（預かり保育利用あり）

●満３歳から就学前までの全ての期間で、幼稚園等の利用料が無料になります。
併せて、副食費も月額5,100円を超えない範囲で軽減します。

◆副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても市が支援します。（月額ひとり5,100円を上限）

●預かり保育の利用料は、利用日数に応じ、月額12,300円または、日額490円のどちらか低い金額まで無料になります。

（※満３歳になってから最初の3月31日までの間は月額17,700円または、日額490円のどちらか低い金額まで）

■**預かり保育の利用料が無料となるのは「保育の必要性」がある方に限ります。**
「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。

●必要な手続きは、「預かり保育の利用料を無償とするための認定申請」と「副食費の給付を受けるための認定申請」の２種類です。

※これから幼稚園等を利用しようとする方については、これまでどおり入園の申込みの手続きを行っていただくことになります。

■保育の必要性がない場合でも、預かり保育は利用できます。（有料となります。）

宮古市内の対象施設は、小百合幼稚園、認定こども園（宮古泉幼稚園・宮古ひかり・そけい幼稚園・あかまえこども園）です。（令和８年10月１日現在）

■保育の必要性があるとは？：保護者である父・母ともに、就労、妊娠・出産（母のみ）、疾病・障がい、介護等、災害復旧、求職活動、就学などの理由により、日中、子どもを保育することができない事由があることです。

へき地保育所、児童館を利用の場合

●就学前までの全ての期間で、保育料が無料になります。（小学生の学童の家利用は有料です。）

●必要な手続きは、ありません。

※これからへき地保育所・児童館を利用しようとする方については、これまでどおり入所・入館の申込の手続きを行っていただくことになります。

宮古市内の対象施設は、へき地保育所（小国保育所）、児童館（重茂・高浜児童館）です。
（令和８年10月１日現在）

認可外保育施設を利用の場合

●就学前までの全ての期間で、保育料を軽減します。併せて、副食費も月額5,100円を超えない範囲で軽減します。

◆保育料の軽減額は０歳～２歳児が月額45,700円まで、３歳児～就学前が月額40,300円までとなります。

■保育料が軽減されるのは「保育の必要性」がある方に限ります。
「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。

●必要な手続きは、「保育料の軽減を受けるための認定申請」と「副食費の給付を受けるための認定申請」の２種類です。

●ご利用になる施設を通じて、市へ提出してください。

◆保育料については、市の制度による無償（０歳～２歳児）と国の制度による無償（３歳児～就学前）の期間に分かれますので、それぞれの期間において認定申請をしていただきます。

宮古市内の対象施設は、あすなろ保育所（事業所内保育所）です。
（令和８年10月１日現在）

一時的保育、病後児保育を利用の場合

●就学前までの全ての期間で、利用料が無料になります。

●必要な手続きは、ありません。

※これから一時的保育、病後児保育を利用しようとする方については、これまでどおり利用の申込みの手続きを行っていただくことになります。

宮古市内の対象施設は、一時的保育（小山田保育所・田老保育所・新里保育所）、病後児保育（小山田保育所）です。
（令和８年10月１日現在）

ファミリー・サポート・センターでの子どもの預かりを利用の場合

●「保育の必要性」があるという認定を受けることで、利用料について無償化の対象とできる場合があります。

■「保育の必要性」については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）があります。

◆保育所や認定こども園の保育（２号・３号）利用している場合と、幼稚園や認定こども園教育（１号）利用と預かり保育を併用している場合は、これらの利用料は無償化の対象外になります。（これまでどおり有料で利用することはできます。）

●必要な手続きは、「利用料を無償とするための認定申請」です。

◆利用料については、市の制度による無償（０歳～２歳児）と国の制度による無償（３歳児～就学前）の期間に分かれますので、それぞれの期間において認定申請をしていただきます。

宮古市内の対象事業は、宮古市ファミリー・サポート・センターでの預かりです。
（令和８年10月１日現在）

宮古市の軽減支援の基本的な考え方



① 新たに負担することになる**副食費への支援**
② 園の無償化の対象とならない**０歳児～２歳児まで対象年齢を拡大**





お問い合せ：宮古市こども家庭センター　保育係　電話68-9088

児童発達支援等を利用の場合

◆児童発達支援等とは、障がいのある子どもの早期療育支援を目的とした福祉サービスなどです。
国の幼児教育・保育の無償化の制度のほか、市独自で０歳～18歳までの利用者負担を無償としました。

●０歳～18歳までの全ての期間で、利用者負担が無料になります。

●３歳～18歳までの児童・生徒は、手続きは必要ありません。０歳～２歳までの児童は、利用者負担を無償とするための申請が必要です。

宮古市内の対象事業については、下記担当課におたずねください。

児童発達支援等についてのお問い合せ：
宮古市福祉課　障がい福祉係　電話68-9135